

振替補給電力要綱

平成26年5月1日実施

中部電力株式会社

振替補給電力要綱

目 次

1	適 用	1
2	要綱の変更	1
3	定 義	1
4	契約の申込み	1
5	契約の成立および契約期間	1
6	補給の開始	2
7	契約書の作成	2
8	料 金	2
9	料金の適用開始の時期および算定期間	3
10	計 量	4
11	電力量の算定	4
12	支払義務の発生および支払期日	4
13	支 払 方 法	5
14	通告電力量の変更通知	6
15	補給の中止	6
16	補給の停止	6
17	補給停止の解除	6
18	違 約 金	7
19	損害賠償の免責	7
20	解 約	7
21	そ の 他	7
	附 則	9
	別 表	10

1 適 用

当社の託送供給約款（平成26年4月18日届出。以下「託送約款」といいます。）により振替供給を受ける契約者が，振替供給を受けるにあたり，30分ごとの受電地点で計量された電力量がその30分の受電地点における通告電力量を下回る場合に生じた不足電力（以下「通告未達電力量」といいます。）を当社が補給するときの料金その他の供給条件は，この振替補給電力要綱（以下「この要綱」といいます。）によります。

2 要綱の変更

当社は，この要綱を変更することがあります。この場合には，料金その他の供給条件は，変更後の振替補給電力要綱によります。

3 定 義

- (1) この要綱において，当該振替供給契約とは，契約者が託送約款にもとづき当社と締結した振替供給契約で，この要綱にもとづく振替補給電力契約が付帯する契約をいいます。
- (2) 託送約款〔一般電気事業・特定規模電気事業等用〕3（定義）または託送約款〔特定電気事業用〕3（定義）において定める言葉の定義は，この要綱においても同様の意味で使用いたします。

4 契約の申込み

契約者は，当該振替供給契約の申込みと同時に振替補給電力契約の申込み（当社所定の様式によっていただきます。）をしていただきます。

5 契約の成立および契約期間

- (1) 振替補給電力契約は，振替補給電力契約の申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
- (2) 契約期間は，当該振替供給契約と同じといたします。

6 補給の開始

当社は、当該振替供給契約における振替供給の開始日に振替補給を開始いたします。

7 契約書の作成

当社は、原則として振替補給の開始前に、契約者との間で振替補給に関する必要な事項について、振替補給電力契約書（当社所定の様式によっていただきます。）を作成いたします。

8 料 金

料金は、変動範囲内電力料金および変動範囲超過電力料金の合計といたします。

(1) 変動範囲内電力料金

変動範囲内電力料金は、通告未達電力量のうち、11（電力量の算定）(1)に定める変動範囲内基準電力量以内の電力量のその1月の合計値によって算定いたします。ただし、別表（燃料費調整）1(1)によって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は、別表（燃料費調整）1(4)によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表（燃料費調整）1(1)によって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は、別表（燃料費調整）1(4)によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

1キロワット時につき	15円04銭
------------	--------

(2) 変動範囲超過電力料金

変動範囲超過電力料金は、通告未達電力量のうち、変動範囲内基準電力

量をこえる電力量のその1月の時間帯別の合計値によって算定いたします。ただし、別表（燃料費調整）1(1)によって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は、別表（燃料費調整）1(4)によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表（燃料費調整）1(1)によって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は、別表（燃料費調整）1(4)によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 昼間時間

昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	52円30銭	45円26銭

ロ 夜間時間

1 キロワット時につき	28円47銭
-------------	--------

9 料金の適用開始の時期および算定期間

- (1) 料金は、当該振替供給契約の振替供給の開始日から適用いたします。
 - (2) 料金の算定期間は、毎月1日から当該月末日までの期間といたします。
- ただし、当該振替供給契約の振替供給を開始し、または当該振替供給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から開始日の属する月の末日までの期間または契約が消滅した日の属する月の1日から消滅日の前日までの期間といたします。

10 計 量

電力量の計量は、当該振替供給契約とあわせて行ないます。

11 電力量の算定

(1) 変動範囲内基準電力量

変動範囲内基準電力量は、30分ごとに、当該振替供給契約における振替送電サービス契約電力の3パーセントを2で除し、電力量換算した値といたします。

(2) 通告未達電力量

通告未達電力量は、30分ごとに次の算式により算定された値といたします。

受電地点で計量された電力量（受電地点が複数ある場合は、その合計値といたします。また、当社から託送供給に供する電気の供給を受ける場合で、託送約款〔一般電気事業・特定規模電気事業等用〕9〔検討および契約の申込み〕(4)または託送約款〔特定電気事業用〕8〔検討および契約の申込み〕(4)による申込み〔翌日等の利用分に限ります。〕に係る受電地点で計量された電力量等にもとづき、あらかじめ定めた算定方法により電力量が確定するときは、当該電力量の値を加えたものとみなします。）

受電地点における
通告電力量（受電
=地点が複数ある場
合は、その合計値
といたします。）

通告未達
電 力 量

12 支払義務の発生および支払期日

(1) 契約者の料金の支払義務は、料金の算定期間の翌月1日に発生いたします。ただし、当該振替供給契約が消滅した場合は消滅日、託送約款〔一般電気事業・特定規模電気事業等用〕28（電力および電力量の算定）(13)ニまたは託送約款〔特定電気事業用〕27（電力および電力量の算定）(13)ニにより料金の算定期間の電力量が協議によって定められた場合は、電力量

を協議によって定めた日に発生するものといたします。

- (2) 料金は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日（以下「支払期日」といいます。）までに支払っていただきます。ただし、支払期日が銀行法第15条第1項で定める銀行の休日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は、支払期日を直後の休日でない日まで延期するものといたします。

13 支払方法

- (1) 料金については、毎月、当社が指定した金融機関を通じて当社銀行口座への振込みにより支払っていただきます。

なお、支払いにともなう費用は、契約者の負担といたします。

- (2) (1)の支払いは、契約者がその金融機関に払い込まれたときになされたものといたします。

- (3) 料金が支払期日までに支払われない場合は、支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで、料金から消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）を差し引いた金額に対して、年10パーセント（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）の延滞利息を契約者から申し受けます。

なお、消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

また、延滞利息は、原則として、契約者が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて契約者から支払っていただきます。

- (4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

14 通告電力量の変更通知

契約者は、発電者の発電設備の事故等によって通告未達電力量が発生することが明らかになった場合には、託送約款〔一般電気事業・特定規模電気事業等用〕35（託送供給の実施）(2) 又は託送約款〔特定電気事業用〕33（託送供給の実施）(2) 又はもとづき、すみやかに通告電力量の変更を当社に通知していただきます。

なお、当社は、必要に応じて発電設備の事故および補修に関する記録を契約者から提出していただきます。

15 補給の中止

当該振替供給契約の振替供給が託送約款〔一般電気事業・特定規模電気事業等用〕36（受電および供給の中止）もしくは37（給電指令の実施）(2) または託送約款〔特定電気事業用〕34（受電および供給の中止）もしくは35（給電指令の実施）(2) により中止となった場合には、当社は、補給を中止いたします。

16 補給の停止

当該振替供給契約の振替供給が託送約款〔一般電気事業・特定規模電気事業等用〕44（託送供給の停止）または託送約款〔特定電気事業用〕42（託送供給の停止）により停止となった場合には、当社は、補給を停止いたします。

17 補給停止の解除

当該振替供給契約の振替供給が託送約款〔一般電気事業・特定規模電気事業等用〕45（託送供給停止の解除）または託送約款〔特定電気事業用〕43（託送供給停止の解除）により再開された場合には、当社は、補給を再開いたします。

18 違 約 金

契約者または発電者が託送約款〔一般電気事業・特定規模電気事業等用〕44（託送供給の停止）(3)ロまたは託送約款〔特定電気事業用〕42（託送供給の停止）(3)ロに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として契約者から申し受けます。この場合、免れた金額は、この要綱に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。

なお、不正に使用した期間が確認できないときは、6月以内で当社が決定した期間といたします。

19 損害賠償の免責

- (1) 16（補給の停止）によって補給を停止した場合または20（解約）によって振替補給電力契約を解約した場合には、当社は、契約者または発電者の受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) その他当社の責めとならない理由により事故が生じた場合は、当社は、契約者または発電者の受けた損害について賠償の責めを負いません。

20 解 約

当該振替供給契約が託送約款〔一般電気事業・特定規模電気事業等用〕54（解約）または託送約款〔特定電気事業用〕52（解約）により解約となった場合には、当社は、振替補給電力契約を解約いたします。

21 そ の 他

- (1) 契約者および発電者は、当該振替供給契約と同じといたします。
- (2) 受電地点で計量された電力量が、託送約款〔一般電気事業・特定規模電気事業等用〕28（電力および電力量の算定）(13)ハまたは託送約款〔特定

電気事業用] 27 (電力および電力量の算定) (13)ハによって仕訳される場合は、通告未達電力量の算定上、仕訳後の電力量を受電地点で計量された電力量とみなします。

(3) その他の事項については、託送約款に定めるところによるものといたします。

(4) この要綱および託送約款に記載のない事項については、契約者と当社との協議によって定めます。

附 則

この要綱の実施期日

この要綱は、平成26年5月1日から実施いたします。

別 表

燃料費調整

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0275$$

$$\beta = 0.4792$$

$$\gamma = 0.4275$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

イ 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (45,900\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

ロ 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 45,900\text{円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

(3) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用する電力量に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月1日から6月30日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月1日から7月31日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月1日から8月31日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月1日から9月30日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月1日から10月31日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月1日から11月30日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月1日から12月31日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月1日から1月31日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月1日から2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月1日から3月31日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月1日から4月30日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の5月1日から5月31日までの期間

(4) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月に使用する電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	21銭1厘
------------	-------

3 燃料費調整単価等の通知

当社は、1(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および1(2)によって算定された燃料費調整単価を契約者に通知いたします。